

お知らせ

6月から児童手当の制度が一部変わります

【現況届の提出が不要に】

これまで全ての人に現況届の提出をお願いしていましたが、令和4年6月以降は、児童の養育状況が変わっていなければ、下記に該当する方を除き、現況届の提出が不要となりました。

(現況届の提出が必要な方)

- ・配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
- ・離婚協議中で配偶者と別居している方
- ・その他、市区町村から提出の案内があった方

【所得による支給制限】

6月分の児童手当等(10月支給分)から、児童を養育している方の所得が所得上限限度額以上の場合、児童手当等は支給されません。児童手当等が支給されなくなったあとに所得が所得上限限度額を下回った場合、改めて認定請求書の提出などが必要となりますので、ご注意ください。

☎福祉子ども課 ☎388-1116

— 未申請の世帯の方へ —

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活の支援を受けられるよう、臨時特別給付金を支給しています。下記の「支給対象世帯」で未申請の方は、お早めに確認書または申請書の提出をお願いします。

詳しくは、町ホームページでご確認ください。

支給額 1世帯につき10万円

支給対象世帯

- ①令和3年12月10日時点で、世帯全員が令和3年度の住民税が非課税の世帯
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、世帯全員が非課税世帯水準以下の世帯

申請書類

- ①の世帯：確認書
- ②の世帯：申請書

申請期限 9月30日(金)

支給方法 申請受付後、随時口座に振込み

☎提出先: 福祉子ども課 ☎388-1116

笠松中学校あいさつ運動

～人と人がつながる笠松町をめざして～

笠松中学校生徒会では、あいさつ運動による生徒と地域の方との交流が、町を優しく明るくすること、地域に貢献することにつながると考え、あいさつ運動を企画しました。

朝、町のさまざまな場所で私たちと一緒にあいさつをしませんか? ご協力をよろしくお願いします。

日にち 6月23日(木)、24日(金)

場所・時間

- ・各小学校の校門や児童玄関(午前7時45分～)
- ・旧山岡薬局前、西笠松駅、笠松駅、笠松幼稚園前(午前7時30分～)
- ・児童生徒の通学路や自宅の軒先

☎笠松中学校 ☎387-2442

令和3年度

情報公開・個人情報保護制度実施状況

■情報公開制度

処理状況	件数
公開	13
部分公開	2
非公開	0
不存在	1
取り下げ	0
請求件数	16

■個人情報保護制度

開示、訂正、削除の請求、不服申し立てはありませんでした。